報告第1号

専決処分について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第180条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について次のように専決処分したので、同条第2項の規定によりこれを報告する。

令和6年2月13日報告

白井市長 笠 井 喜 久 雄

専決処分書

損害賠償の額を定め和解することについて、地方自治法第180 条第1項の規定により、議会の議決により指定されている事項について、次のように専決処分する。

令和6年1月12日

白井市長 笠井 喜 久 雄

損害賠償の額を定め和解することについて

- 1 相手方 白井市在住の個人1人
- 2 事故の概要

令和5年11月12日午後5時45分頃、消防団員が白井市復地区の市道03-008号線において、秋の火災予防運動における広報活動を行っていた際、消防団車両の運転操作を誤り、相手方住居のコンクリート塀を損傷させたもの。

- 3 損害賠償の額 金80、300円
- 4 和解の条件

市の過失割合を10割とし、相手方の過失割合を0割とする。 市は、相手方に対し、本件事故に関する一切の損害賠償金として、金80,300円を支払う。

なお、本件示談の他、市と相手方には、一切の債務債権関係が ないことを確認する。